**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金交付要綱**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会

（趣旨）

1. 魚のゆりかご水田米の販売促進を目的として、米卸売業者、JA、販売農家等に対して精米袋の作成費を予算の範囲内において助成するため、魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金を交付するものとし、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象、事業主体、補助率等）

1. 補助の対象となる経費、事業主体、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請書の添付書類等）

1. 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、事業　　計画書および収支予算書（別記様式第2号）を添えて提出しなければならない。

**2**　補助金の交付を申請する者は、申請書の提出に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

1. 会長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査および必要な調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

**2**　会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請にかかる事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（交付決定の通知）

1. 会長は、補助金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容を交付申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

1. 申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して７日を経過した日までとする。ただし、特に会長が必要と認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（事情変更による決定の取り消し等）

1. 会長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

**2**　会長は、前項の場合により補助金の交付の決定を取消す時は、次のいずれかに該当する場合とする。

1. 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
2. 補助事業者が補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合。

（補助事業の遂行）

1. 補助事業者は、法令の定めならびに補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件その他の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途に流用してはならない。

（変更の承認）

1. 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容において別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第３号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

（状況報告）

1. 会長は必要に応じて補助金遂行状況報告書（別記様式第４号）を求めることができるものとし、その提出期限は別に定める。

（実績報告および添付書類等）

1. 補助事業者は、補助事業が完了したときは実績報告書（別記様式５号）を提出しなければならない。添付書類は第３条第１項に規定する交付申請書の添付書類等に準ずるものとする。

（補助金の額の確定）

1. 会長は、前条の規定のよる報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にこれを通知するものとする。

（補助金の交付）

1. 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付請求書(別記様式第７号)に関係書類と添えて会長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

1. 第３条第２項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前条に定める実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前条第２項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税相当額報告書（別記様式第６号）により、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類の保存）

1. 補助事業者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（標準処理期間）

1. 補助金等の交付の決定は、申請をした日から起算して60日以内に行うものとする。

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和３年４月１９日から施行し、令和３年度分の補助金に適用する。

別表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助の対象となる経費 | 事業主体 | 補助率 | 重要な変更 | |
| 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 精米袋の作成  魚のゆりかご水田米の販売促進を目的とした魚のゆりかご水田米パッケージデザイン（別添）を印刷した精米袋を作成するために必要な経費。 | 米卸売事業者  農業協同組合  販売農家等 | 1/3  以内 | 経費の欄に掲げる経費の30％を超える増減 | 事業の廃止 |

別記様式第１号（第３条関係）

**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金交付申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）

琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |  |
|  | 氏名 | （法人にあっては名称および代表者の職名・氏名） | |
| 発行責任者・氏名 | | （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名） | |
| 担当者 |  |
|  | 連絡先 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　　年度において、魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業について、魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金　　　　　　　　円を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

　関係書類

　　1　事業計画書および収支予算書（別記様式第２号）

2　役員名簿（法人または団体の場合）

3　滋賀県暴力団排除条例に基づく誓約書

別記様式第２号（第３条、第11条関係）

* **魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業計画書および収支予算書**
* **魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業実績書および収支精算書**

※該当する標題にチェックをいれる。

１　事業の目的

２　事業の内容

1. □事業計画　□事業実績　　※該当する標題にチェックをいれる。

ア　魚のゆりかご水田米販売計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 販売数量（袋） | 備考 |
|  |  |  |

　　　※項目欄には、精米袋（品種名や大きさ（10kg用、5kg用、2kg用等））の別を記入しそれぞれ販売を計画する数（1年間）を記入する。備考欄には想定する販売形態や販売地域等を記入する。

イ　袋作成に要する経費の積算　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 積算内訳等 | 事業費 |
|  |  |
| 合　　計 |  |

　　　※積算内訳等：作成する袋の種類（品種名や袋の大きさ）ごとに積算内訳を記入すること。

　　　※事業費：消費税の本則課税の事業者は、税抜価格を事業費とする。消費税仕入控除の適応を受けない事業者は含税価格を事業費として記述する。

（２）経費の配分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 事業費  (a+b) | 負担区分 | | 備考 |
| 補助金（a） | 事業主体（ｂ） |
| 1. 版作成費 |  |  |  |  |
| 1. 米袋製造費 |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

　　　※事業費：消費税の本則課税の事業者は、税抜価格を事業費とする。消費税仕入控除の適応を受けない事業者は含税価格を事業費として記述する。

※負担区分の協議会負担欄には、事業費に1/3を乗じた値（円未満切捨て）を記入する。

３　完了（予定）年月日

４　□収支予算書　□収支精算書　　※該当する標題にチェックをいれる。

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額  （本年度精算額） | -  （本年度予算額） | 比　較 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 補助金 |  |  |  |  |  |
| 事業主体 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

※比較欄：収支予算書作成時は空欄とする。収支精算書作成時に予算額からの増減を表記する。

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額  （本年度精算額） | -  （本年度予算額） | 比　較 | | 備考 |
| 増 | 減 |
| 精米袋の作成 |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

※比較欄：収支予算書作成時は空欄とする。収支精算書作成時に予算額からの増減を表記する。

５　添付書類

　　（1）見積書

　　（2）実績報告の場合は根拠書類

　　　　 根拠書類：納品書、請求書、現物の写真等

別記様式第３号（第９条関係）

**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業変更承認申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）

琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |  |
|  | 氏名 | （法人にあっては名称および代表者の職名・氏名） | |
| 発行責任者・氏名 | | （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名） | |
| 担当者 |  |
|  | 連絡先 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　　　年　　月　　日付け　　第　　　号で交付決定通知があった魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金について、下記のとおり変更したいので、魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金交付要綱第９条の規定により申請します。

記

　　１　変更の理由

　　２　変更の内容

別記様式第４号（第10条関係）

**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業遂行状況報告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）

琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |  |
|  | 氏名 | （法人にあっては名称および代表者の職名・氏名） | |
| 発行責任者・氏名 | | （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名） | |
| 担当者 |  |
|  | 連絡先 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　このことについて、魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　事業遂行状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 計画事業費  （Ａ） | 出来高事業費  （Ｂ） | 進　捗　度  （Ｂ／Ａ） | 残高事業費  （Ａ－Ｂ） | 備考 |
|  | 円 | 円 | ％ | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

　別記様式第５号（第11条関係）

**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金実績報告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）

琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |  |
|  | 氏名 | （法人にあっては名称および代表者の職名・氏名） | |
| 発行責任者・氏名 | | （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名） | |
| 担当者 |  |
|  | 連絡先 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　年　　月　　日付け　　　第　　　号で交付決定の通知があった魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金について、その実績を報告します。

（以下、別記様式第２号のとおり）

別記様式第６号（第14条関係）

**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金仕入れに係る**

**消費税等相当額報告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）

琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |  |
|  | 氏名 | （法人にあっては名称および代表者の職名・氏名） | |
| 発行責任者・氏名 | | （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名） | |
| 担当者 |  |
|  | 連絡先 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　　年　月　日付け　　第　　　　号で交付決定の通知があった魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金について、魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　 金 円

（　年　月　日付け　　　第　　号による額の確定通知額）

２ 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

３ 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

４　補助金返還相当額（２－３） 金 円

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第７号（第13条関係）

**魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金交付請求書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　（宛先）

琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  |  |
|  | 氏名 | （法人にあっては名称および代表者の職名・氏名） | |
| 発行責任者・氏名 | | （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名） | |
| 担当者 |  |
|  | 連絡先 |  |  |
|  | 電話番号 |  |  |

　　年　　月　　日付け　　　　第　　　　号で交付決定通知のあった魚のゆりかご水田米パッケージデザイン活用助成事業補助金について、下記のとおり金　　　　　　円を交付されるよう請求します。

記

１　請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関および支店名 |  |
| 普通・当座　口座番号 |  |
| 口座名義（フリガナ） |  |
| 口座名義 |  |